

令和元年第12回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和元年12月24日（火）第12回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	3番 福田春男
4番 矢野律子	5番 根本和男	6番 青柳秀男
7番 石川喜治	8番 村上信吉	9番 福田裕
10番 廣田和世	11番 江俣伸一	12番 奈良部繁雄
13番 篠原和夫	14番 鈴木克男	15番 牧島俊男
17番 毛塚欣伸	18番 益子裕幸	

(17名)

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 福田昌子
	主事 高橋知生	主事 前澤保友
経済部農政課	主査 橋本浩一	

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田昌子

—◇—

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午前10時08分、第12回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

4番 矢野律子 委員、10番 廣田和世 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回は、売買4件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しま

したとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎福田春男委員 1番、武子の件は、譲渡人から譲受人への売買です。譲受人は、土を販売している会社の息子さんで、譲渡人は、その会社の従業員です。譲渡人は高齢で農地を管理できなくなり、耕作放棄地化していました。譲受人が農業を拡大するというので、すでに大型機械で耕起してあります。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎青柳秀男委員 2番、3番は新規就農で、関連しているので、一括して説明します。譲受人は、板橋区在住でウエディング専門のカメラマンをやっています。空き家をリフォームして、農地を取得して、そこで農業をやりたいということで、12月17日に市役所新館5階会議室において、私と柴田推進委員で、駒場局長、福田係長、高橋主事、それと仲介業者の立会いのもと、面談を行いました。リフォームが済んだら、来年1月に入居予定とのことで、鹿沼市を選んだのは、父親が福島県出身で、鹿沼市付近を通過して帰るので、この辺りがいいなと思ったようです。無農薬野菜を作るのが希望で、白菜の作付けを考えているようです。無農薬は難しく、虫の入った、穴の空いた野菜は売れないと話したところです。農業用機械については、とりあえずは、草刈り機と刈払い機を仲介業者からリースして対応するとのことです。柴田推進委員と、イノシシ対策は困難であること、また、転売目的で農地を取得するのではないことを確認しました。問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

◎鈴木克男委員 4番、北赤塚町の売買です。2人は本宅と隠居の関係で、農地を買ってくれと本宅から頼まれたようです。構造改善がされている農地ですが、畦がなく、譲受人の農地とすでに一体で使われています。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から4番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（前澤主事）議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、富岡における、太陽光発電施設への転用については、北と南を畑、東を宅地、西を雑種地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。2番、武子における太陽光発電施設への転用については、北と南を畑、東を雑種地、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置

する第2種農地・その他の農地に区分されます。また本案件は既に山林の状態になっていることから始末書付きとなっております。3番、武子における太陽光発電施設への転用については、東を原野・宅地、西を道路、北を宅地、南を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。また本案件は既に山林の状態になっていることから始末書付きとなっております。4番、草久における太陽光発電施設への転用については、西と南を道路、北を宅地、東を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。5番、下久我における農地改良への転用については、北と西を東を山林、南を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。また本案件は既に山林の状態になっていることから始末書付きとなっております。6番、上南摩町における駐車場への転用については、北と西を道路、東と南を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。7番、上石川における園芸用土採取への一時転用については、北と南を畑、東を宅地、西を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。8番、茂呂における資材置場・駐車場への転用については、北と南と西を道路、東を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がりがある第1種農地に区分されますが、集落に接続し、業務上必要な施設に該当します。また本案件はすでに資材置場・駐車場として利用されていることから始末書付きとなっております。9番、南上野町における太陽光発電施設への転用については、北と東を山林、南を道路、西を畑・山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。また本案件は既に山林の状態になっていることから始末書付きとなっております。10番、南上野町における土砂搬入に伴う搬出入路への一時転用については、南と東を道路、北を山林、西を宅地に囲まれた農地です。今回の申請は令和元年10月1日許可の●●による農地改良の搬出入路に利用するための申請となっております。申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。また本案件はすでに搬出入路として利用されていることから始末書付きとなっております。11番、下永野における自動車置場への転用については、北と南と東を道路、西を宅地に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。12番、深程における太陽光発電施設への転用については、南と東と西を畑、北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。13番、深程における太陽光発電施設への転用については、東と西を畑、北を道路、南を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（矢野律子委員）さる12月17日に、私と大森委員、駒場局長、福田係長、前

澤主事で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。

1番、富岡における太陽光発電施設への転用については、鹿沼市斎場から南に約350mの所です。周りの状況から問題ないと見てきました。2番、3番の武子における太陽光発電施設への転用は、鹿沼市斎場から北東に約500mの所で、隣り合った場所にあります。木が生い茂っており、荒れた状態のため、始末書つきとなっています。周りも太陽光発電施設があり、問題ないと見てきました。4番、草久における太陽光発電施設への転用については、草久足尾線両の手リーバスバス停から北に150mの所です。問題ないと見てきました。5番、下久我における農地改良のための一時転用は、県道石裂上日向線沢河原リーバスバス停から北に約200mの所です。農地だったところが山のような状態になっていて、これをまた農地に戻すということです。そのため、始末書付きとなっていますが、問題ないと見てきました。6番、上南摩町における駐車場への転用は、鹿沼市運動公園から南西に約600mのところですが、周りの状況から問題ないと見てきました。7番、上石川の園芸用土採取のための一時転用は、桜塚十字から南に約200mのところですが、こちらも問題ないとみてきました。8番、茂呂の資材置場・駐車場への転用は、鹿沼市花木センターから南に約350mのところですが、一部すでに使用されており、竹や雑木の生えているところもあるため、始末書つきとなっています。9番、南上野町の太陽光発電施設への転用については、みなみ小学校から北に約10mのところですが、農地が山林となっている状態で、始末書つきとなっています。10番、南上野町の土砂の搬出入路のための一時転用は、みなみ小学校から南に約600mのところですが、すでに一部使用されているため、始末書つきとなっています。11番、下永野における資材置き場のための転用は、県道上永野下永野線下元リーバスバス停から北に10mのところですが、周りの状況から問題ないと見てきました。12番、13番の深程における太陽光発電施設への転用は、特別養護老人ホーム栗野荘から東に約300m及び約250mのところですが、山が近いところですが、問題はありませぬ。始末書付きの案件が多い状況でしたが、今後きれいになるので、問題ないとみてきました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番は、太陽光発電設備のための転用です。この辺りは、富岡で一番太陽光の多いところですが、現地の状況からみて問題ありませんので、承認をお願いします。

◎福田春男委員 2番、3番は関連していますので、一括して説明します。ここは、JR日光線の線路の西側で、太陽光の大変多いところですが、隣り合った農地で、背丈以上の木が生えていました。きれいになれば明るくなり、見通しも良くなるので、近隣の人にはいいことかなと思います。

◎青柳秀男委員 4番は、太陽光発電設備のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。

- ◎石川喜治委員 5番は、農地改良のための一時転用です。ここは、残土置き場として、一時使用してしまっていたところですが、それを農地に戻すということです。問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎廣田和世委員 6番は、上南摩町でプラスチック加工業を営む会社による駐車場への売買です。問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎江俣伸一委員 7番は、園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありません。
- ◎篠原和夫委員 8番は、資材置場及び駐車場のための売買です。一部、駐車場としてすでに使用している状況でした。譲渡人が高齢になり、土地を手放してもいいとなったところに、譲受人も、目の前の土地を使えると便利ということで、売買となりました。問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎鈴木克男委員 9番は、太陽光発電設備のための転用です。現地は、竹やぶになってしまっているため、今回、始末書を提出させています。10番は、前に出ている案件、●●さんの農地改良のための一時転用において、出入口が狭かったため申請となったものです。すでに農地が平らにならされており、使っている状況なので、始末書付きとなっています。承認をお願いします。
- ◎毛塚欣伸委員 11番の件は、譲受人が自動車修理業をされており、その車を置く場所とするための売買です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎益子裕幸委員 12番、13番は、関係者が同じなので、一括して報告します。譲受人は譲渡人の息子さんで、太陽光をやりたいということです。問題ありませんので、承認をお願いします。
- ◎議長は、議案第2号について質問を求めた。
- ◎塩入佳子委員 今回、始末書付きの案件が多いですが、これまで、山林化していることに対しての始末書は少なかったように思います。農地パトロールの時に気付いていると思いますが、その時に指導はないのでしょうか。
- ◎事務局（駒場事務局長） 農地パトロールの際に雑草や木が生えているとあがってきたところには、どんな考えなのか、今後、その農地をどうしていくのかと通知し、指導しています。ただ、山林化していると、農地パトロールで農地だと気付かず、遊休農地としてあがってこ
-

ない筆もあります。

◎議長は、議案第2号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から13番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事）議案第3号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和元年12月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書6ページをご覧ください。新規の利用権設定が、1件、1筆、2,384㎡となっております。続いて、議案書8ページをご覧ください。更新の利用権設定が、8件、16筆、40,822㎡となっております。続いて、議案書33ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が、99件、253筆、465,998㎡となっております。続いて、議案書34ページをご覧ください。所有権移転が、1件、7筆、4,537㎡となっております。これら合計109件、277筆、面積513,741㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、36番の案件が毛塚欣伸委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため、同委員を一時退席させたのち、同案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、36番の承認について諮り、決定した。議長は、毛塚欣伸委員の入室を促し、36番を除くその他の案件について質問、意見を求めた。

◎青柳秀男委員 永野地区の案件が多いですが、特定の団体が関係しているのですか。

◎事務局（高橋主事）大森推進委員が永野地区をまとめて、農地中間管理機構の活用を勧めたため、地域集積が進んだものです。

◎議長は、他に質問や意見を求めたが、質問や意見が無いため、36番を除く1番から109番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（高橋主事） 議案第4号 農用地利用配分計画に係る意見についてご説明いたします。先ほどの第3号議案の中間管理事業は、農地中間管理機構が出し手から農地を借り受けるためのものでしたが、本議案は、農地中間管理機構が受け手に貸し付けるために必要な手

続きになります。農地中間管理機構が農地を貸し付ける場合は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、農用地利用配分計画を作成し、同法19条により、この農用地利用配分計画の案を市が作成する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされていることから、今回ご審議いただくものです。配分計画に係る筆、面積、利用権の終期はすべて農地中間管理事業分の農用地利用集積計画と同じであります。議案書35～59ページをご覧ください。公益財団法人栃木県農業振興公社が借り受けた農地を受け手へ配分するものとなっております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、議案第4号については妥当と決定した。

◎議長は、議案第5号「鹿沼農業振興地域整備計画の変更（農振除外）について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（橋本主査）農政課農政係の橋本です。よろしく申し上げます。それでは、議案第5号 鹿沼農業振興地域整備計画の変更(用途区分)について、ご説明させていただきます。お手元の議案書60ページが、本日の農地部会でご審議いただく農政課関係の案件でございます。まず、用途区分の変更についてご説明させていただきます。用途区分の変更とは、農業振興地域内の農地に、畜舎や農機具倉庫等の農業用の施設に変更する場合に行なわれるもので、農業に係る施設への転用を目的とするため、農振除外は不要となります。ただし、農地法上の農地ではなくなるため、その土地の用途を農地から農業用施設用地へと変更する手続きが必要となります。それでは今回の案件について説明させていただきます。番号1番 入栗野●●さん申出の農業用倉庫です。面積は1筆で150㎡。場所は入栗野地内中入栗野コミュニティ運動広場から北東に約150mに位置し、北・東・南側を畑、西側を宅地・畑に接しています。利用予定者は●●さん本人で、利用目的は、農機具格納用の倉庫が必要なことから今回の申請に至りました。農業経営の発展を図るものであること、また、周辺農地に与える影響が少ないことから用途区分の変更には支障はないと思われまます。以上で、鹿沼農業振興地域整備計画の変更について、農政課からの説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

◎議長は、農政課の説明の後、担当地区委員の意見を求めた。

◎牧島俊男委員 1番、入栗野の件ですが、●●さんが農業用の倉庫を建てるといこと。農政課の説明のとおり問題ないと思われまますのでよろしく申し上げます。

◎議長は議案第5号について意見を求めたが、意見はなかったため、1番について異存なしと決した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時10分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和元年12月24日

議 長

署名委員

署名委員
